

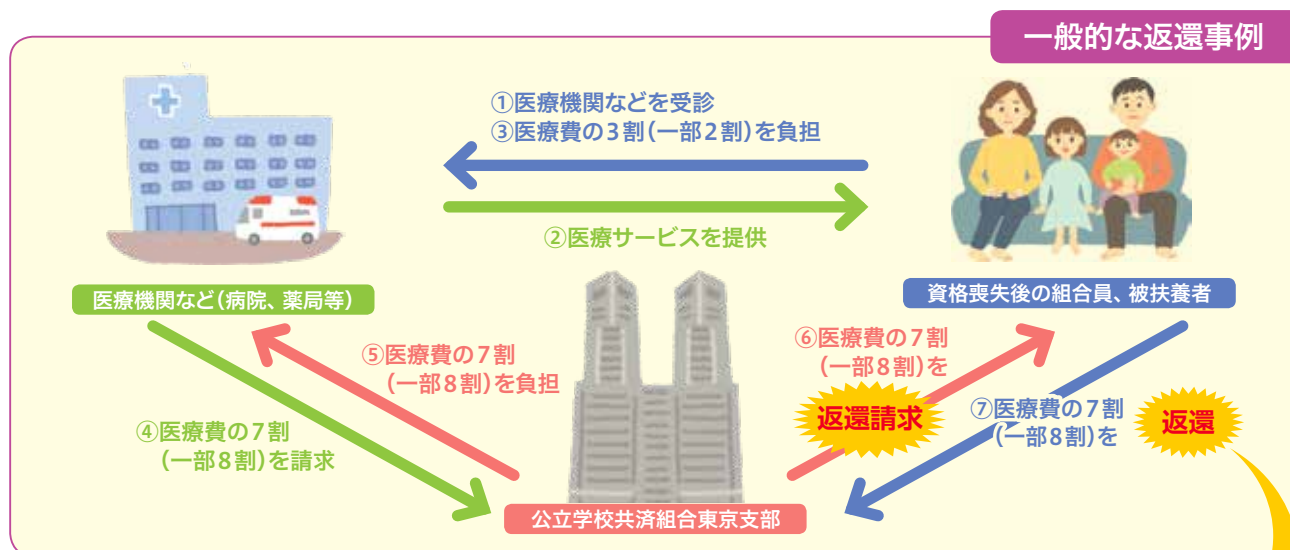
退職などによる資格喪失後は 保険証を使用しないでください

組合員、被扶養者の資格喪失手続後、現在お持ちの組合員証や被扶養者証は使用できなくなります。「新たな保険証がまだ手元にないから」と安易に使用してしまうケースもあります。**資格喪失後は、組合員証や被扶養者証を絶対に使用しないでください。**

組合員証や被扶養者証を使用された場合は、公立学校共済組合東京支部が負担した医療費の7割（一部8割）と附加金などの給付金全額を一括返還していただきます。（図参照）

受診内容によっては、100万円を超えるような高額な返還金の事例もあります。

（資格喪失要件については、本誌P34をご参照ください。）



医療費の返還請求に関する Q & A ~資格喪失後に組合員証、被扶養者証を使用してしまったとき~

Q 医療機関などを受診したときには、組合員証や被扶養者証を使用できたのに、なぜ返還が必要なの？

A 医療機関などでは、資格喪失日を組合員証や被扶養者証から判断できません。そのため、組合員証や被扶養者証の提示により受診できたとしても、資格喪失日以降の医療費は返還していただきます。

Q 医療費の返還請求はいつ頃届くの？

A 受診された診療内容などについて審査を行いますので、医療機関などの受診から約6か月後に通知します。

Q 被扶養者が資格喪失後に医療機関を受診した場合、医療費は被扶養者に直接返還請求されるの？

A 医療費は組合員に返還請求します。

Q 返還した後の医療費はどうなるの？

A 返還金の入金を確認後、診療報酬明細書の写しをお送りします。入金時の領収書と併せて新たに加入した健康保険組合に請求してください。なお、請求の手続や請求可能な期間などの詳細については、新たな健康保険組合にお問い合わせください。

100万円を超えるような高額な返還事例もあるんだね！
誤って保険証を使用しないよう気をつけよう！

